

実施計画変更認可申請 「7項目」の補正申請について

2020年12月7日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 補正申請の概要

■ 補正内容

2017年8月25の社長回答書（以下、7項目）について、「柏崎刈羽原子力発電所（以下、KK）で認可された保安規定の内容」及び「その後補正申請された福島第二／東通原子力発電所（以下、2F/HD）の審査会合での御指摘」を踏まえ、実施計画変更認可申請（補正）を実施する。

主な補正箇所	主な補正概要
実施計画Ⅲ 第1編／第2編 ・第2条（基本方針）	<ul style="list-style-type: none"> 7項目を遵守する旨を追加 「原子力事業者としての基本姿勢」の記載充実 安全文化に関する記載充実

＜7項目に関する補足＞

[項目1～2] : 2F/HDの審査会合での御指摘を踏まえ、KKで認可された保安規定の記載から見直し
⇒ 福島第二／東通も同様のスタンス

[項目3～7] : 当社として共通の取り組みであるため、KKで認可された保安規定と同様の記載とする
⇒ 福島第二／東通も同様のスタンス

■ 補正方法

「①品管基準規則・1F規則に関する申請※1」と「②7項目※2」が現在並行申請中であり、①の申請内容の中で、②の約束に係わる記載箇所があることから、重複しない箇所（第2条：基本方針）を、今回1回目として12/2に補正申請した。

①が認可され次第、その既認可反映 及び 第2条以外の条文を含め、準備が整い次第、2回目の補正申請を実施する。

※1：東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の改正に伴う品質マネジメントシステムに係る変更（初回変更申請日：2020.6.29）

※2：原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更（初回変更申請日：2020.3.30）

2. 補正申請に関するこれまでの経緯 (1/2)

- 3月30日：7項目の反映に伴う実施計画（KK, 2Fは保安規定）の変更認可申請を実施（3サイト同時申請）。
- 5月28日：原子力規制委員会にて、KKの申請を先行審査する方針が示された。
- 原子力規制委員会 及び KKの審査会合にて、柏崎刈羽の保安規定記載案について、主に6つの御指摘をいただいた。

- ① 7つの約束等が守られなければ保安規定違反となる記載となることが最も重要なため、7つの約束等を遵守する旨を明記すること
- ② 「原子力事業者としての基本姿勢」に関して論理構成及び表現が適当なのか確認し、必要に応じて見直すこと
- ③ 「安全性追求を優先」と「不確実・未確定なリスクへの取組」の遵守を担保するよう、保安規定本文に個別にかつ具体的に明記すること
- ④ 「不確実・未確定なリスクへの取組」に関して、安全に関しては先取りしてやるという意欲を示すこと [規制委員御指摘]
- ⑤ 安全に関する重要な決定について透明性の確保、説明責任を有することに関して記載すること [規制委員御指摘]
- ⑥ 第2条の安全文化の記載について見直しを検討すること [規制委員御指摘]

※詳細は、P.4～5のスライドで説明

2. 補正申請に関するこれまでの経緯 (2/2)

- 9月23日の原子力規制委員会にて、御指摘事項を反映したKKの保安規定記載案が了承され、10月30日に認可。
- 11月5日に、2F/HDの保安規定について補正申請を実施。
- 11月12日の2F/HDの審査会合にて、7項目の記載に対し、以下の御指摘をいただいた。

⑦ 「原子力事業者としての基本姿勢」を、それぞれの発電所に適した記載に書き換え、その趣旨も含めて保安規定に定めること。

※詳細は、P.6~8のスライドで説明

- KK/2F/HDの審査会合でいただいた御指摘も含まえ、12/2に実施計画変更認可申請（補正1回目：第2条 基本方針）を実施。

3-1. 第2条（基本方針）に関する御指摘と反映内容（①～③）

KKにおける7項目の保安規定変更申請案に対し、原子力規制委員会及び審査会合にて、以下の御指摘をいただいた。

- ① 7つの約束等が守られなければ保安規定違反となる記載となることが最も重要なため、7つの約束等を遵守する旨を明記すること

【御指摘に対する反映内容】

- 7項目、当社の回答及び委員会での議論（7項目の回答等）を遵守することを直接記載することで明確にした。
- また、品質保証活動に展開するため、約束した事項のうち重複部分などを除き整理した「原子力事業者としての基本姿勢」を設定した。

- ② 「原子力事業者としての基本姿勢」に関して論理構成及び表現が適当なのか確認し、必要に応じて見直すこと

【御指摘に対する反映内容】

次の通り記載の考え方を整理し、基本姿勢を再設定した。

- ✓ 国が示した7項目、当社が文書で回答した事項及び委員会での議論で約束した事項について整理し、基本姿勢を作成
- ✓ 規制委員の御指摘も検討し、反映（次ページ：④～⑤）
- ✓ 重複記載の削除、記載箇所の統合を実施し、冗長な記載とならないよう留意

- ③ 「安全性追求を優先」と「不確実・未確定なリスクへの取組」の遵守を担保するよう、保安規定本文に、個別にかつ具体的に明記すること

- 第2条（基本方針）への反映事項は無し（2回目の補正にて、第3条等に反映予定）

3-1. 第2条（基本方針）に関する御指摘と反映内容（④～⑥）

- ④ 「不確実・未確定なリスクへの取組」に関して、安全に関しては先取りしてやるという意欲を示すこと
- ⑤ 安全に関する重要な決定について透明性の確保、説明責任を有することに関する記載すること

【御指摘に対する反映内容】

以下の通り、基本姿勢の記載の充実を図った。

- 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する
- 地元へ正確な情報発信
- 重要なリスクについて、その内容を社会へ速やかに発信する

⑥ 第2条の安全文化の記載について見直しを検討すること

【御指摘に対する反映内容】

安全文化に関する記載の充実を図った。

2F/HDの保安規定審査会合（11/12）において、以下の御指摘をいただいた。

- ⑦ 「原子力事業者としての基本姿勢」として同一のものを各発電所に定めたいとの趣旨は理解したが、福島第二や東通の保安規定に柏崎刈羽の安全性向上等と記載されることに違和感があるため、それぞれの発電所に適した保安規定の記載にすることを検討すること。

【御指摘に対する反映の考え方】

- 7項目に関する取り組みは、当社としての取り組みであることから、福島第一原子力発電所の実施計画についても変更を行う。
- 社長の責任のもと「原子力事業者としての基本姿勢」（以下、基本姿勢）に基づき、品質保証活動（リスクに関するプロセスを含む。）に展開することは、基本姿勢の内容も含め共通であるものの、基本姿勢の記載は、発電所所員が適用するにあたって自身の発電所として主体的に取り組めるよう見直す。

⇒ 当社2F/HDも同様の考え方

- 見直しにあたっては、次の点に留意した。

- 発電所名称（柏崎刈羽原子力発電所）を記載している箇所を見直す。具体的には、以下の通り、基本姿勢の項目1～2が該当する。
- 柏崎刈羽原子力発電所で定めたものを「原子力事業者としての基本姿勢」と定義する。福島第一原子力発電所は、それを原点とし自身の発電所に適したものに見直したものを見直したものを実施計画に定め、展開することを明記する。

（以下参考：10/30に認可されたKK保安規定の第2条の項目1～2抜粋）

【原子力事業者としての基本姿勢】

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。

福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。

3-2. 第2条（基本方針）に関わる御指摘と反映内容（⑦：3/5）

- 「項目1」は、原子力発電所を運転する事業者、東京電力HDとして、という意図を踏まえ見直した。

【原子力事業者としての基本姿勢】

【今回の補正】

1. 原子力事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の关心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

【参考：KKの保安規定認可版】

1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の关心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

3-2. 第2条（基本方針）に関する御指摘と反映内容（⑦：4/5）

- 項目2は、自身の発電所の安全性の向上を図る、という意図を踏まえ見直した。

【今回の補正】

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、**安全かつ着実に**廃炉をやり遂げる。

【参考：KKの保安規定認可版】

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。

福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。

- 他の発電所は、柏崎刈羽原子力発電所で定めた「原子力事業者としての基本姿勢」を原点とし自身の発電所に適した記載に見直したものと保安規定に定め、展開することを明記する。
- 基本姿勢の記載を一部見直すものの本質的に変わるものではなく、それぞれの発電所の状況に応じて取り組んでいく。
⇒上記の主旨が明確になるよう、実施計画に注記を追加。

【今回の補正：第2条（基本方針）の末尾に「※2」として注記を追加】

※2：原子力事業者としての基本姿勢は、7項目の回答等をもとに柏崎刈羽原子力発電所の保安規定にて定めたものを基本とし、本規定では福島第一原子力発電所に適合するよう一部見直しを行い適用する。

4. 今回の補正（1回目）に関する実施計画Ⅲ変更比較表（1/3）

- 実施計画Ⅲ 第1編（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置）第2条（基本方針）
- 実施計画Ⅲ 第2編（5号炉、6号炉に係る保安措置）第2条（基本方針）

変更前	変更後
<p>（基本方針） 第2条 発電所における保安活動は、<u>安全文化を基礎とし</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>[なし]</p> <p>変更後凡例 赤字下線：今回補正 青字下線：初回申請</p>	<p>（基本方針） 第2条 <u>当社は、7項目の回答等※1で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」※2（以下「基本姿勢」という。）を定める。</u> <u>発電所における保安活動は、原子力事業者としての基本姿勢（当発電所にかかるものに限る）に則り</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた</u>、適切な品質保証活動に基づき実施する。 <u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u> <u>【原子力事業者としての基本姿勢】</u> <u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</u> <u>社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</u> <u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならずに、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u> <u>1. 原子力事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> <u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者に対しての関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉を最後までやり遂げていく。と復興を実現する。</u></p>

4. 今回の補正（1回目）に関する実施計画Ⅲ変更比較表（2/3）

- ・実施計画Ⅲ 第1編（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る保安措置）第2条（基本方針）
- ・実施計画Ⅲ 第2編（5号炉、6号炉に係る保安措置）第2条（基本方針）

変更前	変更後
[なし]	<p><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。した上で、安全かつ着実に廃炉をやり遂げる。</u></p> <p><u>3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性をおろそかにして経済性を優先することはしない。の確保を前提とする。</u></p> <p><u>4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。</u> <u>社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスクを低減する努力を継続していく。実現する。</u></p> <p><u>5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上するため、現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、世界国内外の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。う。</u></p> <p><u>7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有していく。し改善することで、安全性向上を実現する。</u></p> <p><u>※：上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「2017年8月25日原子力規制委員会提出文書」を参照している。</u></p> <p><u>※1：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</u></p> <p><u>※2：原子力事業者としての基本姿勢は、7項目の回答等をもとに柏崎刈羽原子力発電所の保安規定にて定めたものを基本とし、本実施計画では福島第一原子力発電所に適合するよう一部見直しを行い適用する。</u></p>

変更後凡例

赤字下線：今回補正

青字下線：初回申請

4. 今回の補正（1回目）に関する実施計画Ⅲ変更比較表（3/3）

- ・実施計画Ⅲ 第1編（1号炉, 2号炉, 3号炉及び4号炉に係る保安措置）別添
- ・実施計画Ⅲ 第2編（5号炉, 6号炉に係る保安措置）別添

変更前	変更後
<p>[なし]</p> <p>-----</p> <p>変更後凡例 赤字下線：今回補正 青字下線：初回申請</p>	<p>別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書 (第2条関連)</p>

【参考】実施計画 第2条（基本方針）の初回申請時点の既認可内容からの変更箇所

当社は、7項目の回答等※1で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」※2（以下「基本姿勢」という。）を定める。

発電所における保安活動は、**基本姿勢に則り**、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、**健全な安全文化を育成し**、及び維持する取り組みを含めた、適切な品質保証活動に基づき実施する。

保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。

【原子力事業者としての基本姿勢】

社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。

社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。

その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならずに、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。

1. 原子力事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。

廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、課題への対応について地元をはじめ関係者の関心や疑問に真摯に応え、正確な情報発信を通じてご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。

2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、安全かつ着実に廃炉をやり遂げる。

3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。

4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取り組みを実施する。

社長は、自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有する。重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行うとともに、その内容を社会に速やかに発信する。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。

5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。

現場からの提案、確率論的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性向上を実現する。

6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。

7. 社内の関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。

現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善することで、安全性向上を実現する。

※1：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。

※2：原子力事業者としての基本姿勢は、7項目の回答等をもとに柏崎刈羽原子力発電所の保安規定にて定めたものを基本とし、本実施計画では福島第一原子力発電所に適合するよう一部見直しを行い適用する。

5. 今後のスケジュール

15E

	2019年度		2020年度											
申請件名	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
①品管基準規則制定・1F規則改正					6/29 初回変更申請		9/7 補正申請		11/18 補正申請					認可希望（1月中）
②7項目														既認可反映

(補足) • 柏崎刈羽/福島第二/東通：品管規則制定等に伴う保安規定変更は、7項目係わる変更よりも先行認可。
• 今後の審査状況により、2回目の補正申請時期が変更となる場合あり。

【7項目（表の②）の補正申請を2回に分ける理由】

- ①の申請内容の中で、7項目の約束に係わる記載箇所有り。
- よって、まずは①の申請内容と重複していない7項目の内容（＝第2条 基本方針）のみ1回目で今回補正し※、
①が認可された後、準備が整い次第、第2条以外の条文を含め、「①の既認可十他の条文を含めた7項目に係わる内容」を、2回目で補正申請する。
(なお当初は、①の変更申請が認可された後、②の補正申請を計画)

※「別添」への附番 及び 附則変更も合わせて実施